高知市有料老人ホーム事故報告要領

(趣旨)

第1条 高知市有料老人ホーム設置運営指導要綱(平成25年4月1日施行)及び高知市有料老人ホーム 設置運営指導指針(平成25年4月1日施行)(以下「指針」という。)の規定に基づき,有料老人ホームが行う高知市への事故の報告について,必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、指針に基づく適正な施設運営の確保に資するとともに、類似する事故の再発防止 及び利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

(対象となる施設及び入居者)

第3条 この要領の対象となる有料老人ホーム及び入居者は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。) 第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、高知市に所在する施設及びその入居者とする。ただ し、高知市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年 条例第19号)に定める特定施設入居者生活介護、高知市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第20号)に定める地域密着型特定施設入居者生 活介護、高知市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第24号)に定 める介護予防特定施設入居者生活介護の事業所の指定を受けている部分及びそれらのサービスの提供 を受けている入所者を除く。

(報告先)

第4条 報告先は、高知市健康福祉部高齢者支援課とする。

(報告すべき範囲)

- 第5条 報告すべき範囲について、指針にいう「入居者に対する処遇により」とは、直接、処遇を行っていた場合(施設外における処遇等を含む。)のほか、次に掲げる場合を含むものとする。
  - (1) 入居者が施設内にいる間に起こったもの。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)による介護サービスを利用している時のものは除く。
  - (2) その他処遇に密接に関連があるもの。

(報告すべき事故の種類)

- 第6条 報告すべき事故の種類は、次に掲げるものとし、施設側の過失の有無は問わない。
  - (1) 転倒
  - (2) 転落
  - (3) 接触
  - (4) 異食
  - (5) 誤嚥
  - (6) 誤薬
  - (7) 感染症(法令により保健所等への報告が義務づけられているもの。MRSA, レジオネラ症, インフルエンザ, 疥癬, ノロウイルス等)

- (8) 食中毒
- (9) 交通事故
- (10) 徘徊(入居者の行方不明を含む。)
- (11) 職員の違法行為・不祥事(入居者に対する処遇又はサービスの提供に関連して発生したもので、 入居者に損害をあたえたもの。入居者の所持金品等の窃盗、入居者からの預かり金品等の横領・紛失、 入居者等の個人情報の流出・紛失など。)
- (12) その他特に報告が必要と認められるもの(施設の災害被災のほか,入居者に対する処遇又はサービスの提供に支障をきたしたもの。入居者等による施設設備の損壊等,入居者の個人情報の紛失や盗難の被害,施設内外でのレクリエーション行事における熱中症の発症など)

(留意点)

- 第7条 報告に当たっての留意点は以下のとおりとする。
  - (1) 死亡(自殺を含む。)については、死亡診断書で病死など主に加齢を原因としない死因の記載がなされたものは報告すること。
  - (2) 傷病については、協力医療機関等の受診(施設内受診を含む)を要したものを原則とすること。 ただし、次に掲げるものについては報告の対象としないが、事故検討会等は行うこと。
    - ア 受診の結果加療を要しないもの
    - イ 擦り傷程度の軽微なもの
    - ウ 骨粗鬆症等による骨折(サービス提供が直接の原因ではない場合)
  - (3) 報告後に,事故の対象者の容態が急変して死亡した場合等は,再度,事故報告書を提出すること。
  - (4) 感染症等については、以下の要件に該当する場合、事故報告書とともに以下の項目について報告すること。(事故報告書には最初に感染した利用者を記載すること。)併せて、 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日健発第0222002号,薬食発第0222001号,雇児発第0222001号,社接発第0222002号,老発第0222001号)に基づく管轄の保健所等への報告も行い、指示を求めること。

## ア 報告要件

- (ア) 同一の感染症や食中毒による、又はそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名 以上発生した場合
- (イ) 同一の感染症や食中毒の患者,又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上 発生した場合
- (ウ) 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

## イ 報告する内容

- (ア) 感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数
- (イ) 感染症又は食中毒が疑われる症状
- (ウ) 上記の入所者への対応や施設における対応状況等
- (工) 入所者氏名,被介護保険者番号,感染期間
- (5) 職員の直接行為が原因で生じた事故,職員による支援中に生じた事故のうち,入居者の生命,身体に重大な被害が生じたもの(自殺,行方不明等,事件性の疑いがあるものを含む。)については,管轄の警察署へ連絡すること。
- (6) 施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。

(報告の時期)

第8条 入居者の家族等への連絡その他必要な措置が終了した後、速やかに第4条に定める報告先へ報告する。事故の事後処理状況にもよるが、概ね事故発生後、5日以内を目安に所定の報告を行うものとする。 ただし、感染症等が発生した場合や、事故の程度が大きいものについては、まず、電話等により事故の概要を報告するものとする。

(報告書及び作成方法)

第9条 事故報告書については、第6条に掲げる項目に基づき標準様式(様式第1号)により作成すること。ただし、施設が任意に作成する事故報告書が標準様式に定める項目を満たしていれば、それを使用して差し支えない。また、事故報告書は基本的に入居者個人ごとに作成するが、感染症や食中毒、施設の災害被災など対象者が多数になる場合は、事故報告書を1通作成し、対象者のリストを添付して差し支えない。なお、事故検討会等を行い、必要に応じて高知市から求められた資料を提出すること。

(記録及びその保存)

第10条 指針の定めに従い,事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備し,原則として,その作成の日から5年間保存するものとする。

(秘密保持)

第11条 高知市は、各施設からの事故の報告で知り得た入所者等の秘密については、適正な措置の実施 や施設運営の確保、事故の発生又はその再発の防止を目的とする業務以外には使用しない。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に国の有料老人ホーム設置運営標準指導指針に基づき,高知市が受理している事故報告書及び事故検討会会議録は、制定後の高知市有料老人ホーム事故報告要領第9条の規定により受理したものとみなす。

附則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附即

この要領は、令和3年1月15日から施行し、令和元年5月1から適用する。

附則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。